

奈良県青少年の健全育成に関する条例関係告示

奈良県青少年の健全育成に関する条例第29条第1項の規定による区域及び衛生用品の指定

○奈良県告示第35号の3

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和51年12月奈良県条例第13号）第29条第1項の規定により、知事が指定する区域を次のように定める。

昭和52年4月14日

奈良県知事 奥 田 良 三

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く。）の敷地の周囲おおむね200メートルの区域

○奈良県告示第35号の4

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和51年12月奈良県条例第13号）第29条第1項の規定により、知事が指定する衛生用品を次のように定める。

昭和52年4月14日

奈良県知事 奥 田 良 三

コンドーム

奈良県青少年の健全育成に関する条例第22条第1項の規定による有害がん具刃物類の指定

○奈良県告示第189号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和51年12月奈良県条例第13号）第22条第1項の規定により、青少年に有害ながん具類として次のものを指定する。

昭和52年7月14日

奈良県知事 奥 田 良 三

品 名	形 状・構 造	機 能	指 定 理 由
がん具 手 錠	金属又はプラスチックの材質で堅固に作られ、特定の錠によって錠をはずすことが可能なものであって、手の自由を拘束することが可能な内径を有するちょうどつがい式二輪の各輪を相互に連結した形状を有するもの。 (安全装置付きのものを含む)	手の自由の拘束	身体に危害を及ぼし、又は青少年の犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

○奈良県告示第640号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和51年12月奈良県条例第13号）第22条第1項の規

定により、青少年に有害ながん具類として次のものを指定する。

なお、昭和53年11月奈良県告示第442号（奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害ながん具の指定）は、廃止する。

昭和62年2月13日

奈良県知事 上田繁潔

品名	形状・構造	機能	指定理由
がん具銃	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第1項に規定する銃砲以外のがん具用の銃砲で、バネ、圧縮空気、圧縮ガス又はゴムの力をを利用して弾丸その他これに類する物（以下「弾丸等」という。）を発射させるもの。	当該がん具銃用の弾丸等を装てんし、発射した場合において、発射された弾丸等の有する単位面積当たりのエネルギー値が銃口の直前で $0.05 \text{ kgf} \cdot \text{m} / \text{cm}^2$ 以上のもの。	人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし又は青少年の犯罪を誘発し、青少年の健全育成を阻害するおそれがある。
スリングショット	腕あてで固定し、握りから角状に出る2本の棒に取り付けられたゴム等の弾力をを利用して弾丸等を発射させるもの。	当該スリングショットのゴム等を最大限に近い状態に引き伸ばし、弾丸等を発射した場において、発射された弾丸等の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギー値が $0.05 \text{ kgf} \cdot \text{m} / \text{cm}^2$ 以上のもの。	

備考

単位面積当たりのエネルギー値の目安 $0.05 \text{ kgf} \cdot \text{m} / \text{cm}^2$ （重量キログラム・メートル毎平方センチメートル）とは、射角水平度で弾丸等を発射した場合において、銃口及びゴム等を最大限に近い状態に引き伸ばした点から3メートルの距離にある四隅を支え持った状態の新聞紙5枚以上を貫通する威力を有する物に相当する。

○奈良県告示第127号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和51年12月奈良県条例第13号）第22条第1項の規定により、青少年に有害ながん具刃物類として次のものを指定する。

平成10年6月2日

奈良県知事 柿 本 善 也

品 名	種 類	形 状・構 造	指 定 理 由
ナイフ	1 折り畳み式のナイフ	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年總理府令第16号) 第17条の規定により測定した刃体の長さ（以下「刃体の長さ」という。）が6センチメートルを超えるナイフであって、通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、刃体又は柄を回転させることによって開刃させ、刃体と柄を直線的に固定させる装置を有するもの	人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は青少年の犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
	2 固定式のナイフ	刃体の長さが6センチメートルを超えるナイフであって、刃体が柄に固定され、刃先が片側又は両側にあるもの（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第9条第3号に規定するくだものナイフ、同条第4号に規定する切出し、カッターナイフ、くり小刀、花小刀、ペーパーナイフ、キッチンナイフ、和包丁、パン切りナイフ、冷凍ナイフ、食事用のナイフ、電工ナイフ、剪定ナイフ及びカミソリナイフを除く。）	
	3 スライド式のナイフ	刃体の長さが6センチメートルを超えるナイフであって、通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し止め具を外して柄を振ること等により刃体を露出させ、止め具によって刃体を柄に固定させる装置を有するもの（クラフトナイフを除く。）	
	4 仕込み式のナイフ	外観はペン又は櫛の形状をし、刃体を内蔵したもの（カッターナイフを除く。）	